

弘前大学医師修学資金制度について

1 事業の目的

弘前大学において医学を専攻する者で、将来、弘前大学医学部附属病院又は青森県内の自治体医療機関（以下「指定医療機関」という。）に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を支援することで主に本県出身者の修学機会を確保するとともに、卒業後、県内の指定医療機関に一定期間勤務した場合に修学資金の返還を免除することにより、県内の医師の充足を図ることを目的とする。

2 実施方法

青森県国民健康保険団体連合会が実施し、県、市町村がその経費を負担する。

3 支援の内容

(1) 「一般枠A」「一般枠B」

① 支援内容

入学料相当額、授業料相当額

② 返還免除の条件

「青森県地域医療支援センター」に登録し、卒業後、支援期間の1.5倍の年数、指定医療機関に医師として勤務すること。

(2) 「特別枠」

① 支援内容

入学料相当額、授業料相当額、奨学金（月10万円）

② 返還免除の条件

「青森県地域医療支援センター」に登録し、卒業後、支援期間の1.5倍の年数、原則として内科、外科、整形外科、総合診療科の医師として、指定医療機関に勤務すること。（その半分の期間は、県が指定する町村部等の中小医療機関とし、そのうち少なくとも2年（ただし、半分の期間が2年に満たない場合はその期間）は、県が指定する町村部医療機関とする。なお、産科、小児科、麻酔科又は脳神経外科の医師として、県が指定する自治体医療機関に勤務する場合はこの限りでない。）

〈返還〉

次のいずれかに該当するときは、その事由発生の6か月以内に、支援を受けた修学資金の額とそれに所定の率を期間に乗じて得た違約金の合算額を返還しなければならない。

- ① 契約を解除されたとき（退学、心身の故障のため修学の見込みがなくなったとき、学業成績が著しく不良、留年、修学資金の支援辞退等）
- ② 死亡したとき
- ③ 大学を卒業した後、2年以内に医師とならなかったとき
- ④ 医師となった後、直ちに指定医療機関に医師として勤務しなかったとき
- ⑤ 指定医療機関に医師として勤務しなくなったとき

〈返還債務の履行猶予〉

次のいずれかに該当するときは、返還債務の履行を猶予する。

- ① 指定医療機関に医師として勤務しているとき
- ② 県内の基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムに基づき、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修を行っているとき。
ただし、学士編入学者については、弘前大学医学部附属病院の臨床研修プログラムに限る。
- ③ 県内の基幹施設が実施する専門研修プログラムに基づいた研修を行っているとき。
- ④ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による弘前大学大学院の医学に関する修士課程又は博士課程（これらに相当する教育を行う課程を含む。）に在学しているとき。
- ⑤ 災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続する期間に限って返還債務の履行を猶予する。（講座の人事により、短期間、指定医療機関以外の医療機関等へ派遣される場合等）

※ ①は義務期間として算入されます。また、②及び③で、指定医療機関で臨床研修を行う場合は義務期間として算入されます。

これ以外の場合は、義務期間に算入されない猶予期間となります。

（担当）

青森県健康福祉部医療薬務課良医育成支援グループ

電話：017-734-9288 メール：iryoy@pref.aomori.lg.jp